

# 国際人道法及び国際人権法の違反行為の処罰等に関する法制度について（概要）

## 一 目的

国際人道法及び国際人権法の違反行為について、その非人道性その他の罪質及びその処罰に係る国際的動向に鑑み、その処罰に係る法制度の整備に関し必要な事項を定めること。

### 【構成】

以下二～六において法制度の内容を定め、七においてその整備に当たっての詳細についての検討を義務付ける構成となっている。

## 二 対象犯罪

- (1) ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書上の「国際的な武力紛争に係る重大な違反行為」
- (2) ジュネーブ諸条約及び第二追加議定書上の「非国際的な武力紛争に係る違反行為」
- (3) 国際刑事裁判所に関するローマ規程上の「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」
- (4) PKO 協力法等により国外に派遣された者が、武器や自動車等の使用や管理に当たって必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合（過失犯）について、国民の国外犯処罰の対象とすること。

### 【趣旨】

(1)～(3)について、国際的にもその処罰が強く求められていることから、特別の犯罪行為として処罰規定を体系的に整備するもの。加えて、(4)について、PKO 協力法等により国外に派遣された者は、派遣先での実力行使のための装備や権限を有している一方で、地位協定により、公務内であるか否かを問わず派遣先国の刑事裁判権が免除されることになる。特に、これらの者が、過失により人を死傷させた場合については、日本法上も処罰の根拠規定（国外犯処罰規定）がなく、いわば空白状態となっているため、これを整備するもの。

### 【現行法との違い等】

政府は、国際人道法違反行為については、そのほとんどが刑法等に含まれているとするが、国際的にもその処罰が強く求められていること、武力紛争状態において主として軍事的な実力組織の構成員によって犯されることが想定されるという特殊性に鑑み、特別の犯罪行為として国際的な標準に則った形で類型化するもの。

なお、PKO で海外に派遣された自衛官に対する本法の適用を明文で排除するものではない（PKO 派遣協力法の想定外の事態が仮に起きた場合）。

## 三 指揮官等の責任等

- 1 部下の二(1)～(3)の犯罪行為を黙認した（犯罪の実行を知らながら、これを防止しなかった）指揮官等（文民の上官を含む。以下同じ。）について、正犯と同様に処罰すること。
- 2 部下の二(1)～(3)の犯罪行為の防止のため必要な監督について相当の注意を怠った指揮官等を処罰すること。
- 3 部下の二(1)～(3)の犯罪行為について、捜査又は訴追のための通報を怠った指揮官等を処罰すること。
- 4 二(1)～(3)の犯罪行為が指揮官等の命令に基づいて行われたものであるときは、その行為者は、当該命令が六②に該当する場合を除き、罰しないこと。

### 【趣旨】

軍事的な実力組織としての特性に鑑み、部下の犯罪行為を黙認したり、部下を監督する義務を怠った指揮官等の責任を通常の刑法よりも加重するもの。他方で、命令に従った行為者の責任を問うべきかどうかの基準を、下記六で自衛隊法上定めることとしている。

## 四 国外犯規定

- 1 二(1)の犯罪行為：刑法第4条の2（条約による国外犯）の例に従うこと。
- 2 二(2)～(4)の犯罪行為：刑法第3条（国民の国外犯）の例に従うこと。

※ 二(2)・(3)の犯罪行為については、当面日本国民による行為を処罰することとし、普遍的管轄権行使の対象としないが、国際人道法・人権法上我が国として看過し得ないものであるから、経済制裁の対象とするための法整備を別途検討することとする。

## 五 公訴時効の不適用

二(1)～(3)の犯罪行為については、その重大性などに鑑み、公訴時効の対象としないものとする。

## 六 自衛官の命令服従義務に関する規定の整備（自衛隊法の一部改正）

- 「隊員は上官の命令に忠実に従わなければならない」旨を定める自衛隊法57条について、
- ① 上官の命令に重大かつ明白な違法があるときは、これに従う義務がないこと、
  - ② この場合において、当該命令が二(1)～(3)の犯罪の実行を命ずるものであるとき（隊員が当該命令の実施に当たりその旨を認識していたときを含む。）は、当該命令に従ってはならないことを明記すること。

### 【趣旨】

自衛隊員が上官の命令に従う義務があるのは原則であるが、各種法令違反が明らかであるなど、上官の命令に重大かつ明白な違法があるときは従う義務がないことを明確にする。更に、法令違反の中でも、本法の国際人道法・人権法違反行為を命ずるものであると外形的・客観的に見て判断できるときや、隊員がその命令を実施すれば国際人道法・人権法違反行為を犯すことになるという確定的な事実認識を持っている場合は、当該隊員は命令に従ってはならないこととし、上記三の4でも免責しないこととしている。他方、命令の実行が国際人道法・人権法違反行為に当たるかもしれないという程度の事実認識であれば、上官の命令に従った者は、三の4で免責されることとなる。

## 七 法整備に当たっての詳細についての検討等

- 1 政府は、二から六までの規定に従った国際人道法及び国際人権法の違反行為の処罰等に関する法制度の整備に当たっての詳細について検討し、その結果を〇月以内に国会に報告するとともに、公表するものとする。
- 2 二から六までの規定に従い、かつ、1の詳細についての検討の結果を踏まえた国際人道法及び国際人権法の違反行為の処罰等に関する法制度の整備については、この法律の施行後〇年以内に必要な措置が講ぜられなければならないこと。

## 八 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。